

三次市立作木中学校「いじめ防止委員会」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号として平成25年6月28日公布)に基づき、作木中学校いじめ防止委員会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校が、校内にいじめの防止等に係る委員会を設置し、生徒・保護者に対して、いじめ防止等について組織的・積極的・継続的に対応する姿勢を計画に示すとともに、いじめ防止等に対する学校の徹底した取組を通して、未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(組織)

第3条 「いじめ防止委員会」の委員は、不祥事防止委員会の構成員及び外部専門家をもって構成することとする。

その他必要に応じて、校長が定める者をもって構成する。

(取組内容)

第4条 「いじめ防止委員会」は、次の役割を担う。

(1) いじめの未然防止の体制整備及び取組

① いじめの未然防止のための組織づくり

② 道徳教育等の充実

③ 早期発見のための措置

・生徒対象「いじめに関するアンケート」の実施(学期に1回程度)

・保護者対象「いじめに関するアンケート」の実施(学期に1回程度)

④ 相談体制の確立

・教育相談の実施(学期に1回)

・スクールカウンセラー等に依頼しての面談

⑤ インターネット等によるいじめに対する対策の推進

・生徒、保護者向け「インターネット等の正しい使い方」についての周知、研修会等の実施

(2) いじめの状況把握及び分析

(3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援

(4) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援

(5) いじめを行った生徒に対する指導

(6) いじめを行った生徒の保護者に対する助言

(7) 専門的な知識を有する者等との連携

(8) その他、いじめの防止に係ること

(9) それぞれの取組の具体については、別途定める。

(会議・運営)

第5条 「いじめ防止委員会」は、校長が招集し、開催する。

第6条 この「いじめ防止委員会設置要綱」に定めるもののほか、委員会の取組、運営等必要な事項は、校長が定める。

付則 この要綱は、平成26年3月14日より施行する。